（合併及び分割の認可の申請）

第二十四条　法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

３　［略］

（変更等の届出）

第二十五条　法第四十三条の七第二項、第四十三条の八第五項及び第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

２　［略］

（記録）

第二十七条　法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
ロ　第三十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ　第三十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

（合併及び分割の認可の申請）

第二十四条　法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

３　［同上］

（変更等の届出）

第二十五条　法第四十三条の七第二項又は法第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

２　［同上］

（記録）

第二十七条　法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　使用済燃料貯蔵施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ハ　第三十二条の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間